

(様式2)

京丹後市スポーツ推進計画中間評価・見直し(案)の概要

1 趣旨について

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進を図るとともに、生涯にわたり心身とも健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。また、スポーツを行うことで生まれる、人と人及び地域と地域の交流は、地域の一体感や活力を醸成するものです。

わが国では、制定から50年が経過した「スポーツ振興法」を見直し、新たに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とした「スポーツ基本法」が制定され、平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定されました。

本市では、「京丹後市総合計画・後期基本計画」及び「京丹後市スポーツ振興計画」において生涯スポーツ社会の実現に向けてスポーツ振興を図ってきましたが、平成24年度と平成25年度の2年において京丹後市スポーツ振興計画を評価・検証し、国の定める「スポーツ基本計画」とともに、京都府のスポーツ推進計画及び市の総合計画をふまえながら見直しを行い、年齢や性別、障害等を問わず、広く市民がその適性やライフステージに応じてスポーツに参画できるよう、中長期的な展望に立った「京丹後市スポーツ推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「スポーツ基本計画」とともに、京都府のスポーツ推進計画及び「京丹後市総合計画」をはじめ、本市の関連計画との整合性を図り策定しています。

また、本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、競技種目だけにとどまらず、ウォーキングやジョギングなど、レベルや内容に関わらず、体を動かすすべての運動を含み、スポーツ分野の施策を体系化し、目指す方向や取り組みの内容を具体的に示しています。

3 計画の期間

本計画は、既に策定している「京丹後市スポーツ振興計画」(計画期間は平成20年度から平成29年度まで)における目標及び各施策の中間評価並びに計画の見直しを行い策定しました。

4 基本理念

本市の豊かな自然環境を活かしたスポーツによるまちづくりを進める上では、暮らしの中に「スポーツ文化」という視点を取り込み、スポーツを通じて競技力の向上、観光との連携、健康づくりの推進など、多面的なスポーツ施策の展開を図る「スポーツ文化の都 京丹後市」を創造します。

5 計画の目標

本計画では、現行計画である「京丹後市スポーツ振興計画」の基本目標をふまえ、『暮らしに息づくスポーツ文化の都「京丹後市」の創造』を目指して、スポーツ施策を推進します。

(1) ライフステージに応じたスポーツ施策の推進

市民の誰もが、ライフスタイルやライフステージに合わせ、気軽にスポーツ活動に取り組むことのできる生涯スポーツの推進及び子どもがスポーツを楽しむための基盤をつくります。

(2) スポーツ競技力の向上

行政としての様々な支援を行い、競技者の増加やジュニア選手の育成、活躍の場を確保するとともに、スポーツ指導者の人材育成を図るなど、競技者と指導者の双方の育成を行い、スポーツ競技力の向上を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実

市民のスポーツ・レクリエーション活動の場としてのスポーツ施設が果たすべき役割を再認識し、市民がスポーツに親しみやすい環境を整備します。

(4) スポーツを支える基盤の整備と交流の促進

本市の地形、自然等を活かした各種スポーツイベントの実施や国際級・全国級の競技会、交流会、合宿の誘致を行い、地域や都市間とのネットワークの構築を図り、健康・観光などにも好影響が及ぶようスポーツを通じたまちづくりを進めます。

6 施行期日について

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。